

# 広島市水産振興センター指定管理者候補者の選定要綱

## 1 施設の概要

- (1) 施設名及び所在地  
広島市水産振興センター 広島市西区商工センター八丁目5番1号
- (2) 設置目的  
水産動植物の増殖・養殖技術の試験研究及びその成果の普及指導等を行うことにより、水産資源の確保及び漁業生産の増大を図り、もって水産業の振興に寄与することを目的とする。
- (3) 事業内容  
ア 水産動植物の増殖・養殖技術の試験研究及びその成果の普及指導  
イ 水産動植物の種苗の生産、配付及び放流  
ウ 水産資源に関する調査  
エ 水産に関する資料、情報等の提供
- (4) 現在の指定管理者  
公益財団法人広島市農林水産振興センター

## 2 選定の概要

- (1) 指定管理者候補者名（予定）  
公益財団法人広島市農林水産振興センター
- (2) 非公募とする理由  
水産振興センターの事業は、水産動植物の種苗生産、養殖技術の試験研究及びその成果の普及指導など多岐にわたっており、生産施設や地域特性に即した専門的な知識・技術を持った職員を確実に確保する必要がある。このため、専門的な知識・技術を持った職員を多く有する公益財団法人広島市農林水産振興センターを引き続き非公募により指定管理者とする。
- (3) 指定期間  
令和4年4月1日～令和9年3月31日
- (4) 管理の基準  
ア 休業日  
(ア) 日曜日（資料展示室にあつては、月の第3日曜日を除く。）及び土曜日  
(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日  
(ウ) 1月2日、1月3日、8月6日及び12月29日から12月31日まで  
イ 供用時間  
午前8時30分から午後5時まで  
ウ 特記事項  
申請者から休業日や供用時間の変更について提案を受ける。
- (5) 業務の内容等  
ア 水産振興センターの事業の実施に関すること。  
イ 水産振興センターの施設及び設備の維持管理に関すること。  
ウ その他市長が定める業務
- (6) 配置人員  
ア 15人を標準とする。  
イ 専門職員の配置  
(ア) 配置人員のうち、水産動植物の増殖・養殖技術の試験研究及びその成果の普及指導業務においては、カキ養殖技術等の専門的な技術や知識を有する者を配置すること。  
(イ) 配置人員のうち、水産動植物の種苗の生産、配付及び放流業務においては、種苗生産に関する専門的な技術や知識を有する者を配置すること。  
(ウ) 配置人員のうち、施設・設備等の維持管理及び修繕等に必要な技術や知識を有する者を配置すること。  
ウ 防火管理者等の配置  
(ア) 配置人員のうち、管理監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者1人を必置とする。  
(イ) 配置人員のうち、危険物取扱者乙種第4類の資格を有する者1人を必置とする。  
(ウ) 配置人員のうち、付属船舶の運航に必要な船舶免許を有する者3人を必置とする。  
(エ) 配置人員のうち、フォークリフトの運転に必要な資格を有する者1人を必置とする。
- (7) 指定管理料の上限額（5年間分）  
7億5,474万7千円  
なお、指定期間中に消費税が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講ずる。

(8) 指定管理料の支払方法

- ア 指定管理料は、原則、前金払とする。  
 なお、指定管理者の申し出によって、概算払とすることができる。
- イ 支払は、毎月払とする。

(9) 評価基準等

ア 欠格事項

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。

- (ア) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
- (イ) 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
- (ウ) 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
- (エ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合
- (オ) 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

イ 評価項目

評価項目	適・否
<b>【市民の平等利用を確保することができること。】</b> [評価のポイント] ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。	
<b>【施設効用が最大限に発揮されること。】</b> [評価のポイント] ① 種苗生産計画は、施設の生産能力に足る計画となっているか。 ② 普及指導業務計画は、効率的かつ最大限の効果が期待できるものとなっているか。 ③ 管理施設の利用促進に努めているか。	
<b>【事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】</b> [評価のポイント] ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。	
<b>【管理経費の縮減】</b> 提案額が上限額以下となっていること。	

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

ウ 本市が推進する行政施策に係る取組状況の確認項目

確認項目	取組状況
<b>【障害者雇用率の達成】</b> ① 障害者雇用率の達成状況	達成・未達成
② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも過去に滞納していた場合	該当・非該当
<b>【環境問題への配慮】</b> ISO14001 若しくは ISO14005 又はエコアクション21の取得	有・無
<b>【男女共同参画・子育て支援の推進】</b> ① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	有・無
③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	有・無
<b>【地域貢献度】</b> ① 広島市内に本店がある場合	該当・非該当
広島市内に本店がなく支店がある場合	該当・非該当
広島市内にその他事業所等がある場合	該当・非該当
② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が8割以上の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が5割以上で8割未満の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が2割以上で5割未満の場合	該当・非該当